

被保険者各位

日本生命健康保険組合

2022年度 健康保険被扶養者状況照会の実施について

健康保険組合では、健康保険法および厚生労働省の通達・指導に基づき、被扶養者について、収入や生計維持関係等、厳正なる資格調査を毎年実施しております。  
今年度も下記の通り実施いたしますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

## 記

◆**検認の根拠と目的**

健康保険法施行規則第50条及び、厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）  
厚生労働省保険局保険課長通知（保発第1029005号）により、適正な保険診療を受けていただくためと、拠出金等の適正納付の観点から被扶養者としてすでに  
認定された方が、引続きその資格があるかどうかを確認するものです。

◆**実施開始時期**

2022年10月

◆**提出先と提出期限**

&lt;一般被保険者の方&gt;

お勤め先の会社・事業所によって提出先と期限が異なります。お勤め先の健康  
保険業務担当者にご確認の上、案内に従ってください。

&lt;任意継続・特例退職被保険者制度の方&gt;

2022年10月31日（月）、健康保険組合に必着するよう提出ください。

◆**対象者**2022年9月1日現在の被扶養者全員

以下に該当する被扶養者は今回調査の対象外であり、『回答票』に印字されません。  
ただし、健保組合にて確認が必要と判断した場合は対象となります。

|                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般被保険者制度に加入の方                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年1月以降に被扶養者と認定された方</li> <li>・2022年4月1日現在 <u>22歳未満の方</u>(※)</li> <li>・2023年3月末までに75歳となる方（後期高齢者医療制度に移行となる方）</li> </ul>                                |
| 任意継続被保険者制度に加入の方                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年1月以降に被扶養者と認定された方（新規取得者は除く）</li> <li>・2022年4月1日現在 18歳未満の方</li> <li>・2023年1月末までに期間満了を迎える方</li> <li>・2023年3月末までに75歳となる方（後期高齢者医療制度に移行となる方）</li> </ul> |
| 特例退職被保険者制度に加入の方                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年6月以降に被扶養者と認定された方（新規取得者は除く）</li> <li>・2022年4月1日現在 <u>22歳未満の方</u>(※)</li> <li>・2022年4月1日現在 67歳以上の被扶養者の方（2021年5月31日以前に<br/>特例退職に加入した方）</li> </ul>    |

(※)今年度は18歳未満から22歳未満へ変更しています。

ただし、任意継続被扶養者は18歳未満

以上